

令和 7 年 8 月 1 日

お客様各位

信用組合広島商銀

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取扱いについて

平素より、信用組合広島商銀へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では 2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ 2026 年度（令和 9 年 3 月末）までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを進めております。

こうした環境を踏まえ、以下の対応を実施しますのでお知らせします。

1. 当座預金の新規開設の停止

適用開始日	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
内 容	当座預金の「新規口座開設」を終了いたします。 なお、既に当座預金口座をお持ちのお客様については、引き続きご利用いただけます。

2. 払戻請求書による当座預金の出金

適用開始日	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
内 容	当座預金勘定について、所定の払戻請求書による払戻しのお取り扱いを開始いたします。

3. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

適用開始日	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
内 容	・令和 9 年 4 月 1 日（木）以降を支払期日とする手形・小切手（先日付小切手も含む）について、代金取立受付を停止します。 ・該当の手形・小切手をお持ちのお客さまは令和 7 年 9 月 3 0 日（火）までにお取引店へお持ち込みください。 なお、実施日以降に該当の手形等を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店へお持ち込みください。

4. 既存当座預金の手形・小切手について

現在、当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続き手形・小切手をご利用いただけます。

しかしながら、当組合は2026年度末での手形・小切手の全面的な電子化に向けて取り組みを行っており、以下のとおり代替サービスがございますので、早めの移行をご検討いただきますようお願いいたします。

- (1) 小切手の代替サービス ⇒ インターネットバンキングによる振込
- (2) 手形の代替サービス ⇒ でんさいネット
- (3) 当座預金の代替サービス ⇒ 普通預金、又は無利息型普通預金

以 上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

信用組合広島商銀 業務部 : 082-244-3152

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)